

平成 21 年 9 月 25 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

情報システム運用管理業務における民間競争入札実施要項

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「駐留軍等機構」という。）の情報システム運用管理業務については、平成 21 年度からの契約により、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、駐留軍等機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 委託費の支払い方法について（実施要項 4 頁）

【論点】

提供されるサービスの質を確保する観点から、質が確保されなかった場合に支払いを留保する旨を明記すべき

【対応】

確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていない場合には、駐留軍等機構は受託者に対して改善指示ができ、かつ、改善の内容が適当なものと認められるまで、駐留軍等機構は委託費の支払いを留保できる旨を明記する。

2. ディスインセンティブの導入について（実施要項 5 頁）

【論点】

提供されるサービスの質の確保の観点から、ディスインセンティブの導入を検討すべき

【対応】

従業員管理システム等の正常稼働時間が 98.0% 未満であったとき、委託費を 1% 減算して支払うディスインセンティブを設定する。

3. 秘密保持条項の記載について（実施要項 9 頁）

【論点】

秘密保持条項について、定性的・抽象的な留意事項だけでなく、民間事業者の遵守すべき内容を具体的に明記すべき

【対応】

民間事業者は、駐留軍等機構の情報セキュリティ関連規則に従って情報複製等について制限を受け、また業務終了時には情報の消去及び返却を行わなければならないこと等を明記する。

4. 業務の引継ぎについて（実施要項 11 頁）

【論点】

業務の引継ぎについて、費用負担の方法及び駐留軍等機構の協力体制を明記すべき

【対応】

事務引継ぎに伴って民間事業者に発生した費用は民間事業者の負担とすること及び駐留軍等機構は事務引継ぎのため必要な協力を行うことを明記する。

以上